

令和5年度第8回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年11月9日(木) 午後1時30分から午後3時40分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	12番	山本	暁子
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内	敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷	隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田	和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森	潔
〃	7番	小林照美	〃	17番	福安	修
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永	正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上	信温
〃	11番	河毛早苗				

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 12名)

旧市	川島忍	河原町	梶川和生
邑美	竹内七郎	用瀬町	池本和明
せんだい	有田裕	気高町	田中清晴
湖南	森清美	鹿野町	谷口和人
湖南	木浪哲夫	青谷町	井上智朗
湖東	佐々木文仁	青谷町	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第50号 非農地証明について
議案第51号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第52号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
広谷局長補佐	ただ今から、令和5年度第8回鳥取市農業委員会総会を開会します。 谷口局長は、本日、体調不良により欠席です。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
広谷局長補佐	まず、定足数の確認ですが、19名中19名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議 長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号10番 下田委員、11番 河毛委員にお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号34～41番の8件ありますが、整理番号41番は、一旦、取下げをして今後どのようにするか検討したいと取下げが出ておりますので、審議案件としては7件となります。 整理番号34番は、横枕で贈与による所有権移転、 整理番号35番は、河原町高福で贈与による所有権移転 整理番号36番は、馬場で売買による所有権移転 整理番号37番は、気高町上光で売買による所有権移転 整理番号38番は、福井で売買による所有権移転 整理番号39番は、鹿野町今市で売買による所有権移転 整理番号40番は、用瀬町江波で売買による所有権移転 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議 長	それでは、整理番号34番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有 田 委 員	10月30日、建部委員と事務局、譲受人と現地確認をいたしました。 譲渡人は譲受人の義理のお母さんで、高齢で農業が出来なくなりました。 譲受人は、会社で26年働きながら兼業農家をしてきました。 自宅から距離があるので、機械を親せきから譲り受け、横枕の家に置くようです。 来年あたり会社を辞め耕作するので、問題ないと考えます。
議 長	引き続きまして、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員	有田推進委員が詳しく説明されたので、私の方からは何もありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号35番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		申請経過を話しますと、29年に次男が亡くなり、広島の名男が継承し空き家や農地の管理について私に相談がありました。その後、長男も亡くなり、長男の妻が継承しました。 下限面積が撤廃され、空き家を購入した譲受人がトラクター、管理機を購入し何とか荒廃地が耕作できるようになりました。 稲、野菜、花を自家消費分として栽培し、子ども食堂にも配りたいようです。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		チェックシートに則って問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号35番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号36番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		譲受人は田を20アール耕作しており、トラクター、コンバインを所有し、譲受後は引き続き水田として利用するとの計画です。 チェックシートを確認し農地行政上においても、特に支障がないと認められ、許可することに問題ないと考えます。
議	長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		ただ今、報告のあったとおり何の問題もありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号36番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号37番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		11月1日、譲受人は仕事の関係で立会い出来ませんでした。譲渡人、藤本推進委員、事務局の4名で現地確認を行いました。 対象地は、歩いて約20分、車で3分程度のところにありまして、周囲はすべて稲作がされておりまして。 譲受人は、購入後も稲作を続けられる意向とのことをございますので、周囲に迷惑をかけることはないと思っております。 譲受人は、現在、3ヘクタール作っておりまして、息子さん、奥さん、いずれも農業に従事しておられるということをございます。 その後、電話で譲受人に今後の田んぼの購入について確認したところ、条件が合えば、今後も購入し稲作を拡大したい意向が示されたということをございます。

		以上の観点から、やる気が十分だと思いますので、問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号37番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号38番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		譲渡人と私と農業委員の福田さんの3名、それと事務局で現地確認をいたしました。 譲渡人は、77歳の高齢でございます。5筆の田んぼも今年まで作っておられたようなことございまして、譲受人は72歳で、倉庫を確認させてもらったらトラクター、コンバイン、トラクター等を持っておられて十分耕作可能だと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		譲受人は、村一番で田んぼを耕作されている方ということで、この人に任せておけばということでした。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号38番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号39番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		11月6日、砂川さんと私と譲受人の立会いの下、現場確認をいたしました。 譲渡人は私の近所の方でございますが、5、6キロも離れておりまして、どうやって畑を作っていたのかと思いましたが、譲受人とは親戚関係になっておりまして、譲受人が従来から畑を借りて管理しておったという現状でございます。 周囲には家もありますけど、現場を見ましたら畑として管理してありましたので問題ないのではないかと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		付け加えさせていただきますと、これは国の方からの払い下げらしくて、随分昔らしくて、そのまま耕作しているのが現状です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号39番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号40番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。

池本委員	<p>11月2日、用瀬町の委員3名と事務局1名、計4名で現地確認を行いました。譲渡人は、鳥取に家を建てて住んでおり、農機具はありません。</p> <p>譲受人は、林業を生業としておられ、住居は鳥取の方になっておられますが、江波の方に通って林業の作業をしておられます。</p> <p>江波の実家には、お父さん、お母さんが住んでおられ農作業等しておられます。</p> <p>最近の山間部の農家というのは、都市部に住居を構えて通いで農作業をするというような形態になりつつあります。</p> <p>お父さん、お母さんの家にトラクターもありますし、問題はないと判断いたしました。</p>
議長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	ただ今、推進委員の池本さんの方から詳しく報告していただきました。こちらから言うことはありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号40番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号6番と7番の2件でございます。 整理番号6番、申請地は円通寺、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号7番、申請地は吉岡温泉町、転用目的は駐車場、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
議長	整理番号6番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員	11月2日に岩永農業委員、事務局、申請人の3人で現地確認を行いました。申請地は、186㎡のうち110㎡で、隣接農地とも問題なく、チェックシートで確認しても問題なしと判断いたしました。
議長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員	報告のとおりで問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号7番を審議します。担当推進委員 木浪委員の報告をお願いします。

木浪委員	8月の総会で、農振除外の議案で承認をいただいたものです。チェックシートに基づき確認しましたが、問題なしです。
議長	引き続き、担当農業委員、福田（淳）委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	11月1日に木浪推進委員、私の3人で現地確認をしました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号22番の1件でございます。 整理番号22番、申請地は用瀬町別府、転用目的は駐車場及び倉庫、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
議長	整理番22番を審議します。担当推進委員 池本委員の報告をお願いします。
池本委員	11月2日に小林(照)農業委員、事務局、西村推進委員、私の4人で現地確認を行いました。奥さんが土地を相続されて、家庭内で申請されたものです。チェックシートで確認して問題ありません。違反転用もなし。隣接農地の方の承認もあり、問題なしと判断いたしました。
議長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
福安委員	先ほど池本推進委員が詳しく説明されました。実際は1枚の田んぼであり、問題ありません。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号22番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第50号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号82番から94番までの全部で13件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号82番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員	11月1日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、昭和58年

に住宅を建築し、宅地として今日まで使用されている土地になります。今回の申請は、相続登記する際に、地目が田になっていたため申請となったものです。何の問題もありません。以上です。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号 82 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号 83 番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。

梶川委員 11月2日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請人は20年以上前から会社を経営しておりまして、当初は会社の敷地内に資材を置いていましたが、年々、業績、業務が拡大し自分の田畑に資材を置くようになったものです。転用の事実行為から20年以上経過しており、非農地として証明することが妥当であると考えます。以上です。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号 83 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号 84 番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の石谷委員の報告をお願いします。

石谷委員 11月7日に推進委員2名、事務局と合計4名で現地確認をしました。申請地には建物が建っており、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しており、承認に問題ないと判断しました。以上です。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号 84 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号 85 番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の山田(準)委員の報告をお願いします。

山田(準)委員 11月2日に推進委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地付近は、2か月前にも同様の非農地申請をされて承認された場所に近いところになります。現在、自宅が建っている前の庭の部分と蔵が建っているところが申請地になります。前回の申請漏れということで再度提出がありました。今回も承認しても問題はないと判断します。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 85 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 86 番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		11月2日に農業委員と事務局、申請者の合計4名で現地確認をしました。申請地や申請地の周辺は、草木又は樹木に覆われており、非農地にしても周辺の農地に全く影響はございません。30年以上耕作しておりませんので、非農地で問題はありません。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 86 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 87 番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川 島 委 員		11月6日に農業委員と事務局、申請人の4名で現地確認をしました。申請地は、2度の道路拡幅工事で削られた畑です。現在、周辺は住宅が建っており住宅地になっております。今の状況では、農地復元は不可能と判断しましたので、報告させていただきます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 87 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 88 番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小 谷 委 員		10月30日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、申請者の自宅の隣で20年以上前から耕作しておらず、農地への復旧は困難な場所になりますので、問題ないと判断します。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 88 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 89 番を審議します。担当推進委員、田中（清）委員の報告をお願いします。

田中(清)委員		11月7日に農業委員と推進委員2名、事務局の合計4名で現地確認をしました。申請地には、すでに古い建物が建っております。建物の周囲も雑草が生えておりました。建物が建ってから20年以上が経過しておりますし、周辺には住宅が建っておりますので、問題ないと判断しました。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号89番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号90番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		11月1日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地の3筆の田畑は、20年以上前から耕作されていない農地でありまして、今現在は山林化して木が生えている状況です。田や畑として農地復元は不可能であります。チェックシートに基づきまして確認しまして、何の問題もないと判断しました。以上でございます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号90番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号91番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		11月2日に農業委員1名、推進委員2名、事務局の4名で現地確認をしました。申請人は街中に出ておりまして、この場所を処分したい意向のようだと思います。両親が亡くなってから20年以上ほったらかしの状態であります。非農地証明しても問題ないと判断しました。以上でございます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号91番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号92番審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の山本(暁)委員の報告をお願いします。
山本(暁)委員		11月7日に推進委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請人は県外の方ですので現地確認の当日には来ておられません。申請地は、荒れた状態の荒地、あとは森林。現地に行くのも困難な状況でありました。潰廃した農地になりますので、非農地にしても問題ないと判断しました。よろしく申し上げます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 9 2 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 9 3 番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		1 1 月 2 日に農業委員と事務局、申請者の代理人の行政書士の 4 名で現地確認をしました。申請地は県道から入った住宅地で、現在はそこに平屋と車庫と家庭菜園の状態でした。人為的潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断しましたので、承認に問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 9 3 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 9 4 番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		1 1 月 8 日に農業委員と事務局、申請者の妹さんの合計 4 名で現地確認をしました。申請地は、2 か所ございまして、いずれも砂丘地の畑でございます。セイタカアワダチソウ、松、アカシアの木等、茂っておりました。申請者も 2 0 年以上耕作放棄していた、借り手もいなかったというようなことで、今回、非農地証明を申請したというものです。そこでチェックシートを確認したところ、農地行政上に支障、問題があるのではなかろうかとの観点から、非農地証明の承認はできないと思いました。根拠は、土地改良区の関係でここは 3 町くらいの規模で営農されておりますが、ここだけを非農地にすると農地に穴が開くような状態になり、農地の集約に影響があるのではないかと判断しましたし、あと、今現在、畑かんの工事もしております。工事をしているのに非農地としての、承認は認められない。ということで、私の方は承認できません。皆さん、ご審議ください。
岩永委員		担当農業委員の意見も聞きたいです。
川上委員		現地確認しましたが、確かに 2 0 年以上耕作はされておられません。ですが、そこはすでに佐々木委員が説明された通り畑かんの交換作業が行われておりました。もう一つは、土地改良区の意見書がなかったことです。畑かんの工事も県事業で、すでに全部の皆さんの同意を得て今月から始まっているのに、その後で、非農地申請。だから意見書が付いていなかったということです。先ほどの佐々木委員の説明の通りでよいのではないかなということです。以上です。
議	長	事務局の方から、現状の報告をお願いします。
事務局		現状といたしましては、4 筆全部、非農地でした。草や木も生えており 2 0 年以上経過しているのだなと思いました。土地改良区の意見書は申請書類に付いていませんでした。それは土地改良区から脱退はしないと申請者側から聞いておまして、受益地としてそのままにしておきたいということだったからです。
議	長	現状は非農地としては非農地だったけど、土地改良事業は地権者も承認しているから、すでにスタートしている。地権者も土地改良事業のことを承諾している、お願いし

	<p>ますということでこの事業計画は進んでいるのに関わらず、今回、非農地証明申請が提出されたということです。ここで承認すると事業が進められないということになるので、基本的に非農地証明申請できない農地だということです。</p>
事務局	<p>土地改良事業の計画がある時点で、そのの現況が非農地であろうと農地として扱われると、農地法運用通知第4の(4)に記載してありますので、鳥取県非農地証明対象地基準以前の問題になります。今回は不承認ということになるかと思えます。</p>
議長	<p>今、説明がありました。整理番号94番につきましてはそのような事情、経緯がありますので、今回の非農地証明申請の承認は難しい、できないということで、皆さんよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>採決に移ります。 整理番号94番について、不承認ということで、よろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は不承認になりました。 以上で議案第50号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第51号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>鳥取市長から、令和5年11月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 5件、更新 11件、計 16件、面積は、田 49,259㎡で、畑 13,268㎡、その他が3,468㎡となっており、計 65,995㎡です 権利種別の内訳は、賃借権 6件、使用貸借による権利 10件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第51号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>無いようですので、採決に移ります。 議案第51号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第52号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 88,182㎡、畑 8,464㎡、樹園地 2,218㎡ 総計98,864㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 44件、使用貸借による権利 10件の合計 54件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p>

		(質疑・意見なし)
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第52号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(4) 農地の形状変更届出書の受理について</p> <p>(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第8回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時40分</p>